

平成27年第8回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	平成27年8月21日(金)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	委員長 檜垣昌子	委員 嶋谷珠美	
	委員 森下淑子	委員 加藤和宣	
	教育長 内田 隆		
欠席委員	委員 森岡謙二		
事務局職員	事務局次長	教育政策課長(教育未来館長)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	学校地域連携担当課長	教育指導課長	
	教育改革・教育支援担当副参事	生涯学習・スポーツ振興課長	
	スポーツ施策推進担当課長	体育協会事務局長	
	飛鳥山博物館長	中央図書館長	
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	57号	平成27年度東京都北区一般会計補正予算(第2号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
2	58号	東京都北区立学校第十次(平成29年度)適正配置方針について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
3	54号	全区立小学校での特別支援教室の実施について	了承
4	55号	後援・共催事業に関する報告	了承
5	56号	「東京都北区立認定こども園検討委員会」の検討状況について	了承

平成27年第8回東京都北区教育委員会臨時会会議録

平成27年8月21日（金） 13:30

檜垣委員長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。これより、平成27年第8回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

日程第1、第57号議案「平成27年度東京都北区一般会計補正予算（第2号）に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

委員長

檜垣委員長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第57号議案をお開きいただきたいと存じます。

1ページでございますように、第3回東京都北区議会定例会に提出する議案につきまして、当教育委員会の意見を求めるという意見聴取についての議案でございます。

5ページをお開きいただきたいと存じます。

今回、お示しのとおり、歳入総額1,618万7,000円、また、歳出につきましては、500万7,000円ということでございます。内訳につきましては、後ほど参考資料のほうで説明させていただきたいと思っております。また、あわせて、債務負担行為の補正がございます。こちらにつきましては、浮間中学校の改築基本設計及び実施設計の業務委託ということで、債務負担行為をとらせていただいておりますが、複合化に伴います増床分に関しまして、設計関係について設定させていただきました、債務負担行為を増額補正させていただくものでございます。

それでは、57号議案参考資料をごらんください。

まずは、歳入でございます。先ほどご説明いたしましたように、補正額が1,618万7,000円でございます。内訳が2項目でございます。

最初の項目でございます。東京都公立小学校特別支援教室設置条件整備費ということで、こちらにございますように、特別支援教室を設置するに当たりまして、それぞれ工事費、消耗品等に対しまして、東京都から補助されるというものでございます。今回、工事費が12校分、それから消耗品関係が21校分ということで、お示しのとおりの内訳になっております。こちらにつきましては、1校当たり工事費といたしまして、上限70万円、また、教材等物品購入に対しまして費用に上限30万円を補助する事業となっております。こちらにつきましては、歳出の関係でございます。下段のほう、第2項、小学校費でございますが、こちらの（2）の特別支援教育推進費、こちらのほうをお示しのとおり、歳出予算として、今回、補正させていただいております。837万8,000円でございますが、こちらと対応しているものでございます。当初予算等でも、歳出のほうは計上させていただいておりますので、その内容につきまして、充たさせていただきます歳入という意味合いでございます。

また歳入のほうにお戻りいただきまして、都委託金、学校と家庭の連携推進事業でございます。こちらのほうは、中段ぐらいでございます、歳出関係の教育指導費の児童生徒適応指導教室運営費、同額の歳出と対応しているものでございます。こちらにつきましては、いじめですとか不登校、児童虐待など、生活上の課題に対応するための事業でございます、家庭と子どもの支援員が児童・生徒及び保護者への個別指導や相談、助言を行う事業ということになっております。こちらの歳入といたしましては、委託金という形で、東京都から歳入予算を計上させていただいております。

歳入につきましては、以上でございます。

歳出でございます。

まず、第1項の教育総務費、事務局費の最初でございます職員給与費1,200万円、職員数減による減額補正ということで、今回、幾つかのところで、この職員関係の補正がされております。第2項の学校管理費の(1)職員給与費も同様でございます。お手数ですが、裏面をお開きいただきますと、下段の第6項、社会教育費と第7項、社会体育費がそれぞれ職員数減または増によります今回の補正となっております。

また1ページのほうへお戻りいただきますと、2項目め、(2)の教育政策課事務費でございます。こちらにつきましては、学校ホームページ、学校連絡メール配信システム、外部更新用モバイルルーター導入費となります。今回、学校ホームページリニューアルということで、今、準備を進めております。これがいろいろ情報セキュリティの関係もございまして、学校で校外学習等、そうした活動の際、学校の外からも接続して、ホームページの管理画面にアクセスをすることで、保護者へリアルタイムで児童・生徒の様子などを提供するというものでございます。本年度につきましては、ホームページの更新頻度の高い12校をモデル校に選定いたしまして、今回の補正計上をしているものでございます。

それから、(3)の区立認定こども園開設準備でございます。こちらにつきましても、後ほど報告事項56号のほうでご説明させていただきます。いわゆる認定こども園に対応するための教室改修の設計費でございます。

続きまして、先ほど、教育指導費につきましては、ご説明させていただきました。小学校費の教育振興費、一番下段でございます。就学援助費でございます。こちらの増減説明にございますように、財調単価アップに伴います、就学援助費の増額でございます。それぞれ項目等をお示しさせていただいております。合計206万8,000円ということで、こちら小学校費、裏面の中学校費の就学援助費も同様の内容でございます。

それから、こちらの中学校費の学校施設建設費、学校改築事業費でございます。今回、525万円ということで、基本設計委託(浮間中学校)複合化によります増床分ということでございます。

以上、第57号議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

檜垣委員長

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。よろしいですか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長	<p>それでは、ただいま各委員のご意見を伺いますと、本件に対し、特に反対意見はないようですので、本件については意見なしとすることにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
檜垣委員長	<p>ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定いたします。 次に、日程第2、第58号議案「東京都北区立学校第十次（平成29年度）適正配置方針について」を議題に供します。 事務局から説明をお願いします。</p>
学校適正配置 担当課長	委員長
檜垣委員長	学校適正配置担当課長
学校適正配置 担当課長	<p>それでは、第58号議案「東京都北区立学校第十次（平成29年度）適正配置方針について」、ご説明をさせていただきます。 恐れ入ります、1枚おめくりいただきまして、1ページの説明欄をお願いいたします。 東京都北区立学校の適正配置を推進するため、本案を提出するものでございます。なお、7月の教育委員会の定例会で報告させていただきました明桜中学校サブファミリーブロック小学校適正配置検討協議会の方針決定を踏まえてのものでございます。 次に、記書きをごらんください。 まず、1といたしまして、平成29年4月1日に東京都北区立王子第一小学校、豊川小学校、柳田小学校及びとしま若葉小学校の通学区域を変更するというものでございます。 2番、各小学校の通学区域は以下のとおりとする。（1）といたしまして、東京都北区立王子第一小学校の通学区域は、王子五丁目（1から4番を除く）、王子六丁目（2から6番を除く）、豊島八丁目とする。（2）東京都北区立豊川小学校の通学区域は、豊島三丁目、豊島四丁目、豊島六丁目1から7番、豊島七丁目とする。（3）東京都北区立柳田小学校の通学区域は、王子一丁目、王子六丁目2から6番、豊島一丁目、豊島二丁目とする。（4）番といたしまして、東京都北区立としま若葉小学校の通学区域は、豊島五丁目、豊島六丁目（1から7番を除く）とするというものを適正配置方針として、お出しさせていただいたものでございます。 1枚おめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。 平成29年4月1日からの変更後の通学区域図をお示ししたものでございます。右下、小さく現状の通学区域を載せてございます。なお、28年度中に入学した児童につきましては、入学した学校で卒業できるものとしたものでございます。 3ページ以降に参考資料といたしまして、明桜中学校サブファミリーブロック小学校適正配置検討協議会の委員の構成や協議の経過を載せさせていただいております。</p>

4ページをお願いいたします。

2といたしまして、第十次適正配置の実施につきましては、29年4月の通学区域変更の実施に向けまして、平成27年、本年度の12月から来年28年10月までの間に、4校が全て通学区域が変更となりますので、対象となります児童、保護者及び対象の地域の町会・自治会等に対しましては、丁寧な説明及び周知を行って、十分な理解を図っていくというものと考えているところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

檜垣委員長

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

加藤委員

委員長

檜垣委員

加藤委員

加藤委員

前回にもこれは出ていたので、もう一度お聞きしたいと思うのですが、平成35年度ぐらいまでに、大体、子どもたちの人数って把握されているわけですよね、おおよそですけれども。その結果、1クラス何名ぐらいで、そして、平成35年度ぐらいには、どのような形というか学校の人数、クラスがどういうふうになるのか教えていただければと思います。

学校適正配置
担当課長

委員長

檜垣委員長

学校適正配置担当課長

学校適正配置
担当課長

現在いるお子さん、いわゆる今のゼロ歳児から5歳児の方が、今、居住している住所地から新しく変わります通学区域の学校に行っていたとしますと、33年度まではお出ししているのですけれども、各学校が344人から555人ぐらいという人数の児童数になりまして、学級数としては、12学級から16学級ということで、適正な人数になるということで推計をしているところでございます。なお、33年度の各四つの学校につきましては、王子第一小学校が全部で16クラス、豊川小学校が12クラス、柳田小学校が14クラス、としま若葉小学校が16クラスということになるということで、現在のお子さんがそのまま行ったという、あくまで仮定ではございますが、そういった形で計算をしているところでございます。

加藤委員

ありがとうございます。

檜垣委員長

ほかにご質疑またはご意見はございませんか。

森下委員

委員長

檜垣委員長

森下委員

森下委員

以前にも説明いただいたのかもしれないのですが、通学区域のところに赤で入学した児童はその学校で卒業できるとありますが、例えば、平成28年に1年生に入ったお子さんで、平成29年に年子がいらして、適正配置のところの学校に進学区域で行くと、その場合、前に入ったお子さんをこちらに転入させることは認めるわけですか。それとも、この人はもう来年そうなることを見込んで、新しい学区の学校に入学を認めるのでしょうか。

学校適正配置
担当課長

委員長

檜垣委員長

学校適正配置担当課長

学校適正配置
担当課長

詳細につきましては、この後、決定をするところではございますけれども、今度、来年の4月に開校します西が丘小学校につきましても、前倒しということで、前の年から指定校変更を認めるということもやっておりますので、同じような形で行っていきたいと考えているところでございます。

檜垣委員長

ほかにご質疑またはご意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長

それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し、特に反対意見はないようですので、本件については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

檜垣委員長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、報告事項に移ります。

日程第3、報告第54号「全区立小学校での特別支援教室の実施について」事務局から説明をお願いします。

教育改革・教育
支援担当副
参事

委員長

檜垣委員長

教育改革・教育支援担当副参事

教育改革・教育支援担当副参事

それでは、私のほうから報告第54号、全区立小学校での特別支援教室の実施について、ご報告いたします。1枚おめくりください。

1、要旨です。平成28年度、来年度に王子小学校と八幡小学校に巡回拠点を設置いたしまして、全ての区立小学校で特別支援教室を実施してまいります。

現況でございます。平成24年度から3年間、東京都の特別支援教室モデル事業として、三つの巡回拠点を設置し、15の小学校で特別支援教室を実施してまいりました。

モデル事業終了後の本年度も、新たに二つの巡回拠点を設置し、26の小学校で現在実施をしてございます。

現在、12のサブファミリーのうち、八つのサブファミリーで実施をしており、残る王子桜中学校サブファミリー内の小学校と神谷中学校サブファミリー内の小学校を王子小学校が、桐ヶ丘中学校サブファミリー内の小学校と稲付中学校サブファミリー内の小学校を八幡小学校が巡回いたします。

平成28年度からの巡回拠点及び巡回先は、別紙1のとおりになります。この中では、八幡小学校のところと王子小学校のところが来年度新たに開設して、巡回を開始するということになり、全区域での全小学校での実施というふうになります。

次に、平成28年度以降の各小学校における巡回指導・支援の体制についてでございます。別紙2をごらんください。

従前の巡回指導教員による特別支援教室での児童への個別指導、それから在籍学級に赴いて、児童の行動観察に加えまして、下段のほうになりますけれども、平成28年度から、都費による特別支援教室専門員の配置と臨床発達心理士等による巡回が実施されます。

まず、この特別支援教室専門員でございますけれども、拠点校も含めた巡回先、要するに全ての小学校に週4日、7時間45分の勤務として、各1名ずつ配置されます。

この非常勤職員の仕事の内容でございますけれども、実際に巡回指導の教員が各学校に行き、本来ですと、担任の先生とその子どもの様子を聞いたりとか、また、今後の指導方法について話をしたりとか、また、その間の子どもの様子を巡回の先生も確認をしてというふうにやっていくのが本来の姿ですけれども、例えば、巡回先の学校に対象となるお子さんがたくさんいけば、担任の先生も大勢いるので、巡回した1日の中で、全ての担任の先生と情報を交換するというのはなかなか難しい。実際に、担任の先生もそのために時間をつくるのが大変だということもありますので、その中間というか、その部分を担うために、各学校に特別支援教室専門員の非常勤の職員を配置しまして、特別支援教室の対象となっているお子さんのその間の様子だとかを見て、巡回の先生に伝えたり、また、巡回の先生からの今後の対応した指導方法等を含めて、担任の先生にアドバイスをする。

それから、あと、巡回した北区の学校、特別支援教室で取り出しを行う際の教材づくり、教室環境の事前準備、そういったものもこの特別支援教室の専門員が行うというものでございます。

その下の臨床発達心理士等の巡回ですが、臨床発達心理士というのは、ライフステージ、つまり、年齢に応じた心理的問題、発達段階に応じたアドバイスを行うことを専門とした心理士でございます。このような専門性の高い者が巡回先の各学校、要するに、

各学校に年10日、基本的には夏休みと3月を除けば、月1回の割合で、子どもたちの様子を見て回ります。それで、子どもたちの様子、また、その先生の指導方法を見て、巡回しているそれぞれの先生にアドバイスをするというのが主な役割となっています。今までですと、拠点校に多くの先生がいて、それぞれの指導方法を見合ったりとかいうのもありますけれども、教員が巡回していく中で、北区では複数での巡回を考えておりますけれども、その中で、指導の一定のレベルを確保するとか、もしくは、巡回の先生が困っていることをサポートするとか、そういうふうな専門的な者が巡回をして、教員等にアドバイスをするというふうなものが、来年度から実施するというふうなことになります。

それでは、お戻りいただきまして、今後の予定でございます。平成27年9月9日、文教委員会に報告をいたしまして、28年4月に全区立小学校で特別支援教室を実施してまいります。なお、参考までに、情緒障害等学級在籍児童数の推移をお示しいたしました。平成24年度からモデルを実施しているところもございまして、必要な支援につながっている状況といえますか、情緒障害等の指導を受ける対象の児童が著しくふえているのが確認できるかと思っております。

報告は以上でございます。

檜垣委員長

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

嶋谷委員

委員長

檜垣委員長

嶋谷委員

嶋谷委員

北区全体でこのようなすばらしい支援教室ができるということを本当にうれしいと思っておりますし、ありがたいと思っております。一つお聞きしたいのですけれども、全ての学校において特別支援教室というものがあって、そこに教材がそろっているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

教育改革・教育支援担当副参事

委員長

檜垣委員長

教育改革・教育支援担当副参事

教育改革・教育支援担当副参事

今、嶋谷委員がおっしゃったとおり、全ての学校に特別支援教室を設置しまして、この特別支援教室でやる指導は、通級にかわる部分、子どもが移動することなく、学校内で支援を受けるということになります。ですから、保護者の取り出しに当たっては、通常の授業を抜けて、専門的な支援を受けるわけですから、保護者の同意が必要にはなりません。その特別支援教室の中で、その子どもに個々に応じた教材を用意いたしまして、指導を行うという内容でございます。

嶋谷委員	ありがとうございます。
檜垣委員長	ほかにご質疑またはご意見はございませんか。
森下委員	委員長
檜垣委員長	森下委員
森下委員	<p>別紙2についてなのですが、とてもわかりやすい説明だと思って、読んでまいりました。その中で、結果的にはこれで私はいいと思っているのですが、言葉の使い方で、ひっかかる部分があります。</p> <p>それは、上から二つ目に、男の子が「指導対象児童は週に1ないし2時間、校内に設置された特別支援教室へ特別な指導を受けに行きます」と書いてある箇所です。この「特別な指導を」という言葉がひっかかりました。インターネット等で特別支援教室に通う子どもさんたちのことを出している記事をピックアップして読んだところ、大抵、こういう言葉が使われているのですが、いわゆる特別の指導の場、それが通級指導教室であったりというふうに、「特別の指導の」と、「の」が使われているのですね。その子たちは特別な指導を受けに行くということ、短い言葉で、この中でおさめなければならないので、特性に応じた指導とか、いろいろ障害の状況に応じた指導ということでわかるのですが、私自身は、この一言だけで、この説明を済ますのにひっかかりがありました。でも、結論的には、一般的にはこれでもよろしいかとおもいます。感想でございます。</p>
檜垣委員長	<p>ほかにご質疑またはご意見はございませんか。</p> <p>それでは、檜垣から一つ質問なのですが、先ほどご説明の中に、1ページ目なのですが、参考として、情緒障害児学級の在籍児童数の推移を示していただきました。平成20年度から27年度までなのですが、37名から255名ということなのですが、こうやって急増している背景といえますか、例えば、ジャッジする内容が変わっているとか、何か教えていただければと思います。</p>
教育改革・教育支援担当副参事	委員長
檜垣委員長	教育改革・教育支援担当副参事
教育改革・教育支援担当副参事	この情緒障害等学級在籍児童数の推移の増加でございますけれども、まず、基本的には、情緒障害等のお子さんがふえたという認識ではなくて、平成24年度に、国のほうで通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童・

生徒に関する調査というのが行われました。このときの結果は、全国で6.5%という数字が出てございます。実は、その10年前に同じような調査が行われて、10年前は6.3%でした。平成14年度には6.3%、その後10年後では6.5%ということなので、通常の学級の中にある課題のあるお子さんの、これは教員に対するアンケート調査ですので、教員の負担感・認識は同じような数字になってございます。

そうしますと、この人数でございませうけれども、例えば、平成14年のころに関して、著しく発達障害の保護者の方の認識がふえていったのかなと思います。昔ですと、そういうのは人に相談できないとかという状況もありましたけれども、例えば、今、スマートフォンですとか、匿名性の高くて、いろいろ情報の確認もできます。自分の子どもはどうなのだろうとか、そういうふうなことで、保護者のほうにいろいろな情報を今持っているというような状態であります。

それで、現在のこの255人という人数ですけれども、全児童数に対して、2.19%、2%そこそこでございます。課題のある子どもは6.5%という結果が出ていますけれども、まだそこには差があるということです。ですから、モデル事業を開始した当時は1%未満の方が支援を受けているという形でしたので、それが、今、2%を超える状況になったということです。ただ、6.5%の方全てが通級とか教員の巡回とか、そういった支援が必要かというのは別だと思っておりますので、通常の学級の中で解決することもできる事例も多いのかなと思っております。

感想としては以上でございます。

檜垣委員長

ありがとうございました。

そのほか、ご質疑またはご意見はございませんか。よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長

ご質疑、ご意見がないようですので、本件に関する報告は終了いたします。

次に、日程第4、報告第55号「後援・共催事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

委員長

檜垣委員長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、報告第55号、後援・共催事業に関する報告でございます。1枚おめくりください。

今回は、名義使用承認報告が9件、事業実績報告が1件でございます。

まず1項目めでございます。「平成27年度れっど★しゃっふるクラブフェスタ」ということで、主催者はお示しのとおり、特定非営利活動法人れっど★しゃっふるでございます。日時、場所、参加対象、参加費用等は、以上、お示しのとおりでございます。

2項目めでございます。「大人から始めるバドミントン教室」で、同じくれっど★し

やつふるの主催で、お示しのと通りの日程で行われます。

1枚おめくりいただきまして、3項目めです。「平成27年度「体育の日」中央記念行事 スポーツ祭り2015」ということで、日本スポーツ振興センターの主催でございます。日時等はお示しのとおりでございます。

4項目めでございます。「2015チャイルドライン秋の東京キャンペーン」、特定非営利活動法人東京シューレの主催で、お示しのとおりのような日時、場所等で行われます。

5項目めでございます。「親と子のはじめてのコンサート～講談版・十二支のお話「智慧比干支競争」～」、主催は一般社団法人日本作編曲家協会でございます。日時等はお示しのとおりでございます。

6項目め、「独立行政法人国立青少年教育振興機構「子どもゆめ基金」平成27年度後期 自然と遊ぼう！ネイチャーゲーム」でございます。主催は王子シェアリングネイチャーの会、お示しのと通りの日時、場所等で行われます。

7項目め、「はじめての水泳教室」、東京都障害者総合スポーツセンターの主催で、以下のとおりに行われます。

8項目めです。「平成27年度 北区赤羽少年野球 第43回秋季大会」、北区赤羽少年野球連盟の主催で、以下の日程、場所等で行われます。

また、おめくりいただきまして、最後のページでございます。9項目め、「勤労者文化・体育事業」ということで、お示しのと通りの事業が連合東京北地区協議会の主催で、以下の日程、場所等で行われます。

事業実績報告につきましては、お示しの1件でございますので、ご高覧いただきたいと存じます。

以上でございます。

檜垣委員長

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

加藤委員

委員長

檜垣委員

加藤委員

加藤委員

一つだけ教えていただきたいと思うのですが、後援・共催の別というのがあるって、同じれっど★しゃつふるがやる事業で、第1項目めの場合は共催、そして、2項目めの場合は後援というふうになっているのですが、これは後援と共催の違いというのはどうなのですか。どこをどういうふうにすれば、後援と共催に分かれるのですか。教えていただければと思います。

スポーツ施策
推進担当課長

委員長

檜垣委員長

スポーツ施策推進担当課長

スポーツ施策推進担当課長 れっど★しゃっふるのクラブフェスタのほうなのですけれども、こちらは、れっど★しゃっふるが年に1回行っておりますクラブを挙げて、ふだんの活動している内容を広く周りの方に周知をするということで、参加費用もかなり低く抑えてありまして、通常のバドミントン教室のような特定の期間、特定の人を集めてやる教室とは分けておりまして、広く周知をして、広く対象も図って、費用も抑えているということで、共催にしております。
以上です。

加藤委員 ありがとうございます。
そうすると、共催の場合は、区の補助金が多少は出ると。後援の場合は、区の補助金はないと。ただ、場所については、場合によっては、無料でお貸しするということがあるわけですね。

スポーツ施策推進担当課長 委員長

檜垣委員長 スポーツ施策推進担当課長

スポーツ施策推進担当課長 今、委員がおっしゃるとおりでございます。一部補助金がクラブフェスタのほうには出ております。

加藤委員 委員長

檜垣委員長 加藤委員

加藤委員 そうすると、連合東京北地区協議会の場合も、勤労者を対象にした年に多分1回の大きな行事ということで、区のほうで共催という形で、多少、助成金も出しているということですか。

生涯学習・スポーツ振興課長 委員長

檜垣委員長 生涯学習・スポーツ振興課長

生涯学習・スポーツ振興課長 委員のご指摘のとおり、支援をしてございます。
以上でございます。

加藤委員	ありがとうございました。
檜垣委員長	本件について、ご質疑またはご意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
檜垣委員長	ご質疑、ご意見がないようですので、本件に関する報告は終了いたします。 次に、日程第5、報告第56号「東京都北区立認定こども園検討委員会の検討状況について」、事務局から説明をお願いします。
教育改革・教育支援担当副参事	委員長
檜垣委員長	教育改革・教育支援担当副参事
教育改革・教育支援担当副参事	<p>それでは、報告第56号、東京都北区認定こども園検討委員会の検討状況について、ご報告いたします。</p> <p>1枚おめくりいただきまして、1、検討経緯でございます。就学前教育・保育の充実や待機児童の解消に資するため、平成29年4月にモデル開設する区立認定こども園の設置場所や運営方法等を検討する東京都北区立認定こども園検討委員会を今年度設置し、検討を行ってまいりました。4月30日に第1回検討委員会を開催後、4回の検討委員会を開催し、以下の主な項目を中心に検討を行ってまいりました。</p> <p>1、認定こども園の設置場所について。移行する区立幼稚園をどこにするのか。対象とする歳児と認定こども園の類型、連携する保育園、給食の提供方法、保育料についてでございます。</p> <p>委員会での主な意見でございます。就学前教育・保育のさらなる充実を図ることが必要である。認定こども園を開設することで、待機児童解消につながる必要がある。区がモデル園として開設するので、ゼロ歳から5歳で実施したほうがよいのではないか。混乱なくスタートするためには、最初は小規模で始めたほうがよいのではないか。区立幼稚園の施設を使って、認定こども園を開設するのであれば、保育園が隣接している幼稚園から選定するのがよいのではないか。現状の教育・保育環境やサービスを引き下げないことが重要である。幼稚園の敷地に保育室、給食室等の建築物を新たに増築するに当たっては、建築基準法等の規制をクリアする必要がある。幼児の活動スペースを圧迫しないために、給食の外部搬入もよいのではないか。おやつや補食を考慮すると、自園調理とするべきである。食の安全・安心や食育等の面からは、自園調理が望ましい。さくらだ幼稚園は園庭が広く、建築物の増築が可能であるが、保育室、給食室等の増築は、現状の教育環境を低下させる懸念があることから、見合わせたほうがよい。さくらだ幼稚園は、区立幼稚園最大の施設面積と園庭であることから、認定こども園の設置基準に沿って、相当数の2号認定、要するに、保育を必要とする子どもを受け入れ</p>

ることができる等の意見をいただきました。

裏面をごらんください。

これまでの確認事項といたしまして、平成29年に設置する認定こども園は、現さくらだ幼稚園の場所に開設することとし、3歳から5歳を対象とした幼保連携型認定こども園といたします。1号認定子ども（教育標準時間認定）、つまり幼稚園としての部分は4歳、5歳、2号認定子ども（保育認定）は3歳から5歳といたします。定員は150名程度とし、内訳は、3歳は30名、4歳、5歳は各60名といたします。給食は、桜田つぼみ保育園で調理し、認定こども園に提供いたします。1号認定子どもの保育料については、他区の区立幼稚園保育料等を参考に検討してまいります。

以上が、現時点での検討の到達点でございます。検討はまだ途中でございますので、引き続き認定こども園としての職員配置、他の五つの区立幼稚園の今後の方向性について、検討を進めてまいります。

最後に、今後の予定でございます。8月27日に5回目の検討委員会を開催いたします。31日に第1回子ども・子育て会議で、現状の報告をいたします。9月9日、文教委員会報告。翌10日、健康福祉委員会に報告。また、9月から10月にかけて、第6回、第7回の検討委員会を引き続き開催してまいります。また、10月には、平成28年度区立幼稚園入園案内等を配付して、周知を予定してございます。

以上、ご報告申し上げます。

檜垣委員長	本件について、ご質疑またはご意見はございますか。
加藤委員	委員長
檜垣委員長	加藤委員
加藤委員	教えていただきたいのですが、この1号認定と2号認定の子どもは、別々の教室でお預かりするのでしょうか。
教育改革・教育支援担当副参事	委員長
檜垣委員長	教育改革・教育支援担当副参事
教育改革・教育支援担当副参事	4歳、5歳につきましては、1号と2号の子どもは、同じ対象としてございまして、教室は一緒になります。
檜垣委員長	ほかにご意見、ご質疑ございませんでしょうか。

嶋谷委員	委員長
檜垣委員長	嶋谷委員
嶋谷委員	1号認定のお子さんとは今、2号認定のお子さんは一緒というふうにお聞きしましたので、そうすると、給食ということになるのでしょうか。
教育改革・教育支援担当副参事	委員長
檜垣委員長	教育改革・教育支援担当副参事
教育改革・教育支援担当副参事	給食は全ての子どもが一緒にとるようになります。ただ、お預かりする時間はそれぞれ異なる状況になります。
嶋谷委員	委員長
檜垣委員長	嶋谷委員
嶋谷委員	ありがとうございます。ということは、時間になると帰る時間が違うということで、認識してよろしいですね。ありがとうございます。
檜垣委員長	檜垣からですけれども、北区も待機児童の数がかなりふえて、北区は待機児童ゼロということで、非常に他区から私の周りでもお子さんたちが集まってきて、期待が持たれているのですけれども、全てが認定こども園で解消できるとは思えないのですが、今、待機児童というのは何名というふうに把握されていますでしょうか。
教育改革・教育支援担当副参事	委員長
檜垣委員長	教育改革・教育支援担当副参事
教育改革・教育支援担当副参事	今年度の4月1日では、ゼロ歳から5歳まで合わせまして、160名です。実際には、4歳、5歳はおりませんので、ゼロ歳から3歳までで160名ということです。
檜垣委員長	160名ですね。

今後、どのようにこれを解決していこうというか、その辺はどのようにお考えになっているか、お答えできる範囲で結構ですので、お願いいたします。

教育改革・教育支援担当副参事

委員長

檜垣委員長

教育改革・教育支援担当副参事

教育改革・教育支援担当副参事

認定こども園の開設に当たりましては、今回は3歳から5歳ということで検討を進めてございます。以前は、待機児に関しましては、1歳を中心といたしまして、1、2歳が多いという状況でしたけれども、近年は3歳の待機児が発生してございます。今回、さくらだ幼稚園のほうで想定している、検討している部分に関しましても、3歳の保育の部分で貢献できればというふうに思っております。

檜垣委員長

わかりました。よろしくお願いたします。
ほかにご質疑またはご意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長

ご質疑、ご意見がないようですので、本件に関する報告は終了いたします。
以上で、本日の日程全てを終了いたしました。
これをもちまして、平成27年第8回教育委員会臨時会を閉会いたします。